STARASIA
Investment Corporation

2022年8月9日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　菅野　顕子
TEL：03-5425-1340

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2022年8月1日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

(1)	払込金額（発行価額）	1口当たり金52,968円
(2)	払込金額（発行価額）の総額	7,007,666,400円
(3)	発行価格（募集価格）	1口当たり金54,795円
(4)	発行価格（募集価格）の総額	7,249,378,500円
(5)	申込期間	2022年8月10日(水)
(6)	申込証拠金の入金期間	2022年8月10日(水)から2022年8月12日(金)まで
(7)	払込期日	2022年8月16日(火)
(8)	受渡期日	2022年8月17日(水)

(注)引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

ご注意：本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1)	売出投資口数	14,644 口
(2)	売出価格	1 口当たり金 54,795 円
(3)	売出価額の総額	802,417,980 円
(4)	申込期間	2022 年 8 月 10 日(水)
(5)	申込証拠金の入金期間	2022 年 8 月 10 日(水)から 2022 年 8 月 12 日(金)まで
(6)	受渡期日	2022 年 8 月 17 日(水)

＜ご参考＞

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1)	算定基準日及びその価格	2022 年 8 月 9 日(火)	56,200 円
(2)	ディスカウント率	2.50%	

2. 一般募集の募集投資口数

132,300口

なお、上記の募集投資口数のうち36,736口が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

3. シンジケートカバー取引期間

2022 年 8 月 11 日(木)から 2022 年 9 月 7 日(水)まで

4. グリーンシューオプションの行使期間

2022 年 8 月 17 日(水)から 2022 年 9 月 9 日(金)まで

5. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取金 7,007,666,400 円については、2022 年 8 月 1 日付公表の「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の取得予定資産の取得資金の一部に充当します。残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

以　上

＊本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com

ご注意：本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。